

## 県教育庁組織規則の一部改正について

### 1 改正の内容

人権同和・生徒指導課の課名を下記のとおり変更する。

現行	改正後
人権同和・生徒指導課	人権同和教育・生徒指導課

### 2 改正の理由

人権同和教育行政を円滑に推進する観点から、より適切な名称に課名を変更する。

### 3 施行期日

令和7年8月1日

県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月 日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

宮崎県教育委員会規則第 号

県教育庁組織規則の一部を改正する規則

県教育庁組織規則（昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(課の設置)</p> <p>第1条 県教育庁に、次の課を置く。</p> <p>[略]</p> <p><u>人権同和・生徒指導課</u></p> <p>(<u>人権同和・生徒指導課</u>の分掌事務)</p> <p>第11条 <u>人権同和・生徒指導課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 県教育庁に、次の課を置く。</p> <p>[略]</p> <p><u>人権同和教育・生徒指導課</u></p> <p>(<u>人権同和教育・生徒指導課</u>の分掌事務)</p> <p>第11条 <u>人権同和教育・生徒指導課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。